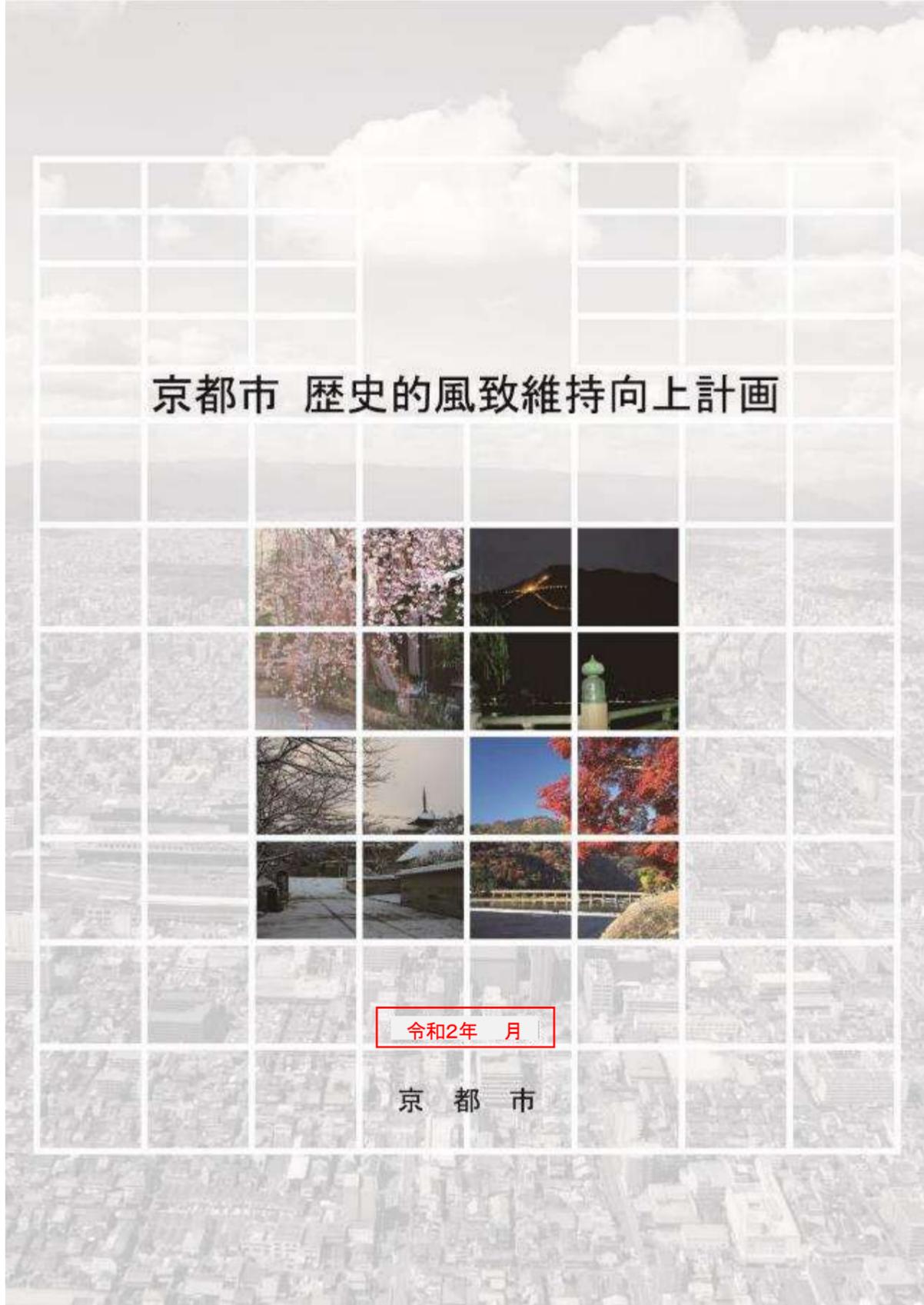


■新旧対照表

新(表紙)

旧(表紙)



新（P総-4）	旧（P総-4）
<p>このような問題の解決に向けて、本市では、これまでからパークアンドライドや京都府警察等関係機関との連携による観光地交通対策を実施し、自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆な対策を進めることが必要となった。</p> <p>このため、本市が、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進する交通政策のマスタープランとなる人と公共交通優先の「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年（2010）1月に策定した。</p> <p>キ 観光に関する計画</p> <p>＜京都観光振興計画2020＞</p> <p>京都市では、平成12年（2000）に、当時約4000万人であった入洛観光客数を平成22年までに5000万人へ増やす「観光客5000万人構想」を宣言し、その実現に向け京都を挙げて多彩な政策を展開してきた結果、平成20年の入洛観光客数は5021万人を数え、目標より2年早く「入洛観光客5000万人」を達成した。</p> <p>「5000万人観光都市」を実現した京都において、「ポスト5000万人」となる新たな京都観光の姿と、それを実現するための戦略や施策を明らかにし、市民、観光関連業界、行政をはじめ、京都観光を支えるみんなが心をつなげて京都観光をさらに高める必要があり、その羅針盤として平成22年3月に「未来・京都観光振興計画2010⁺」を策定、平成26年10月には後継計画である「京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」を策定した。</p> <p><u>また、同計画策定後の新たな課題や環境の変化に対応するため、「市民生活と観光の調和」をより重視し、取組の追加・充実及び目標の修正を行った「京都観光振興計画2020+1」を平成30年（2018）5月に取りまとめ、日本人・外国人観光客の再来訪意向（80%以上）や観光消費額（年間1兆3千億円）等を目標に掲げている。</u></p> <p>(2) 計画策定の目的と役割</p> <p>京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。</p> <p>また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。</p> <p>この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。</p> <p>京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化するための主要な政策を「京都市基本計画」に示している。</p> <p>これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化芸術に関する「第2期京都文化芸術都市創生計画」、伝統産業に関する「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「未来・京都観光振興計画2020」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。</p> <p>平成20年（2008）11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行</p>	<p>題が発生し、市民生活への影響が懸念されてきた。</p> <p>このような問題の解決に向けて、本市では、これまでからパークアンドライドや京都府警察等関係機関との連携による観光地交通対策を実施し、自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆な対策を進めることが必要となった。</p> <p>このため、本市が、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進する交通政策のマスタープランとなる人と公共交通優先の「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年（2010）1月に策定した。</p> <p>キ 観光に関する計画</p> <p>＜未来・京都観光振興計画2020＞</p> <p>京都市では、平成12年（2000）に、当時約4000万人であった入洛観光客数を平成22年までに5000万人へ増やす「観光客5000万人構想」を宣言し、その実現に向け京都を挙げて多彩な政策を展開してきた結果、平成20年の入洛観光客数は5021万人を数え、目標より2年早く「入洛観光客5000万人」を達成した。</p> <p>「5000万人観光都市」を実現した京都において、「ポスト5000万人」となる新たな京都観光の姿と、それを実現するための戦略や施策を明らかにし、市民、観光関連業界、行政をはじめ、京都観光を支えるみんなが心をつなげて京都観光をさらに高める必要があり、その羅針盤として平成22年3月に「未来・京都観光振興計画2010⁺」を策定、平成26年10月には後継計画である「未来・京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」を策定した。</p> <p><u>この計画では、京都観光の「観光スタイルの質」や「観光都市としての質」の向上を図るため、滞在・宿泊型観光を推進する「「暮らすように旅する」プロジェクト」や、ほんものとふれあう観光を推進する「「心で“みる”京都」プロジェクト」などの7つのプロジェクトを掲げている。</u></p> <p>(2) 計画策定の目的と役割</p> <p>京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。</p> <p>また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。</p> <p>この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。</p> <p>京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化するための主要な政策を「京都市基本計画」に示している。</p> <p>これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化芸術に関する「第2期京都文化芸術都市創生計画」、伝統産業に関する「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「未来・京都観光振興計画2020」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。</p> <p>平成20年（2008）11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行</p>

新 (P総-7)		京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会委員名簿		旧 (P総-7)		京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会委員名簿	
H29.2.14	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る意見聴取	学識 経験者	構成員	H29.2.14	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る意見聴取	学識 経験者	構成員
H29.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る報告		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎	H29.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る報告		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎
H29.3.16	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第9回変更)		京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰	H29.3.16	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第9回変更)		京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰
H29.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第9回変更)		京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫	H29.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第9回変更)		京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫
H30.1.29	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る意見聴取		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進	H30.1.29	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る意見聴取		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進
H30.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る報告	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史	H30.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る報告	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史		
H30.3.14	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第10回変更)	京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長	H30.3.14	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第10回変更)	京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長		
H30.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第10回変更)	関係 機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長	H30.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第10回変更)	関係 機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長		
H31.1.28	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る意見聴取	京都市	総合企画局政策企画室京都創生課長	H31.1.28	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る意見聴取	京都市	総合企画局政策企画室京都創生課長
H31.1.28	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る報告		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長	H31.1.28	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る報告		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長
H31.3.6	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第11回変更)		都市計画局都市景観部景観政策課長	H31.3.6	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第11回変更)		都市計画局都市景観部景観政策課長
H31.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第11回変更)		都市計画局都市景観部風致保全課長	H31.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第11回変更)		都市計画局都市景観部風致保全課長
R1.1.8	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第12 回変更内容に係る意見聴取		建設局建設企画部建設企画課長	R1.1.24	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第12 回変更内容に係る報告		建設局建設企画部建設企画課長
R1.1.24	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第12 回変更内容に係る報告		建設局道路建設部道路計画課長	R1.3.〇	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第12回変更)		建設局道路建設部道路計画課長
R1.3.〇	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第12回変更)		建設局道路建設部道路環境整備課長	R1.3.〇	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第12回変更)		建設局道路建設部道路環境整備課長
R1.3.〇	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第12回変更)	建設局水と緑環境部緑政課長			建設局水と緑環境部緑政課長		

新 (P1-21)

そこで、冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。



写真1-28 京都・花灯路

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要

(別表1) (令和2年1月現在)

京都市内には、211件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、57件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

さらに、平成16年の文化財保護法改正によって新たな文化財保護制度として加わった重要な文化的景観に、「京都岡崎の文化的景観」が平成27年に選定されている。

旧 (P1-21)

そこで、冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。



写真1-28 京都・花灯路

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要

(別表1) (平成30年1月現在)

京都市内には、210件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める173件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、57件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

さらに、平成16年の文化財保護法改正によって新たな文化財保護制度として加わった重要な文化的景観に、「京都岡崎の文化的景観」が平成27年に選定されている。

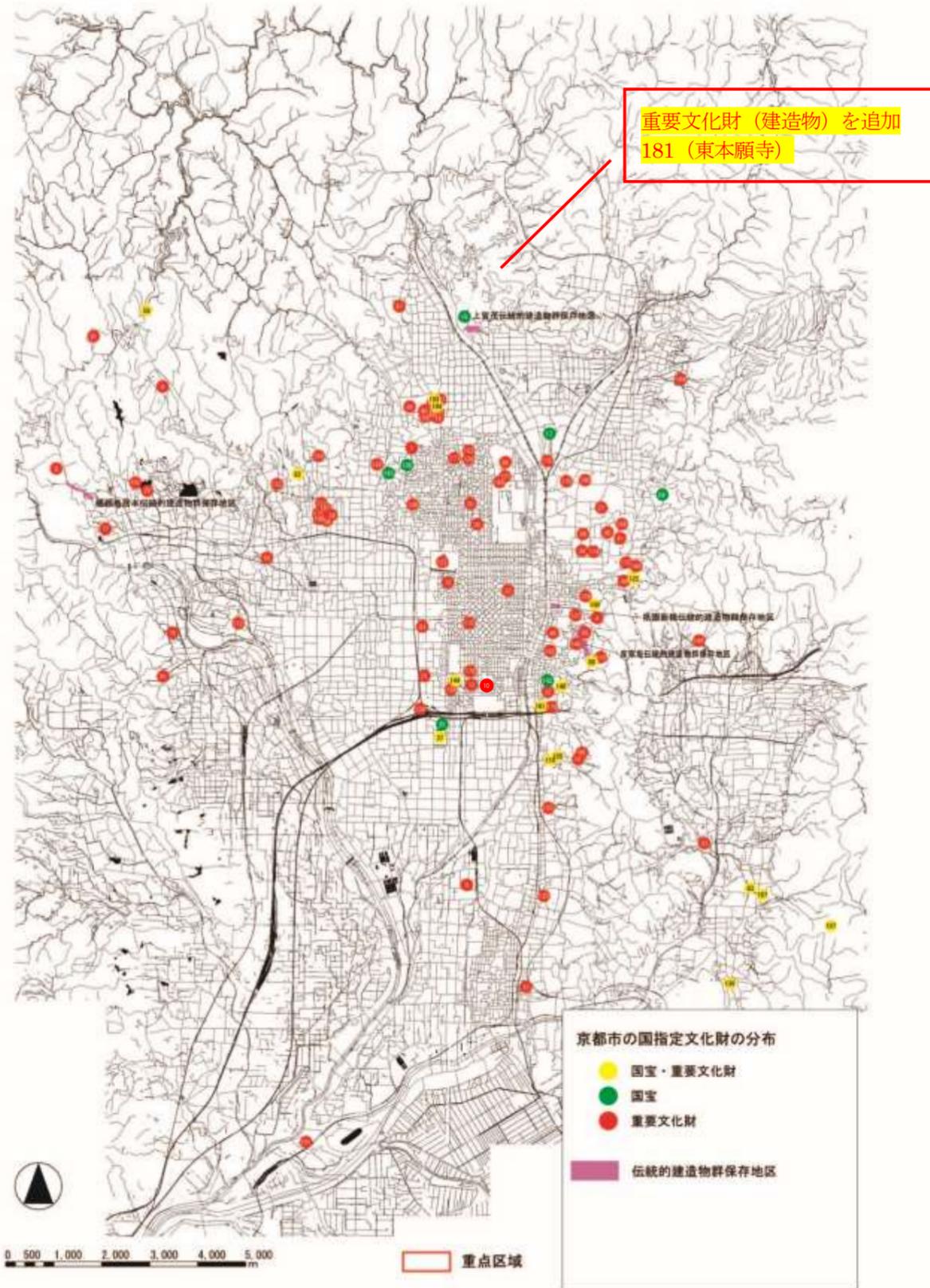


图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

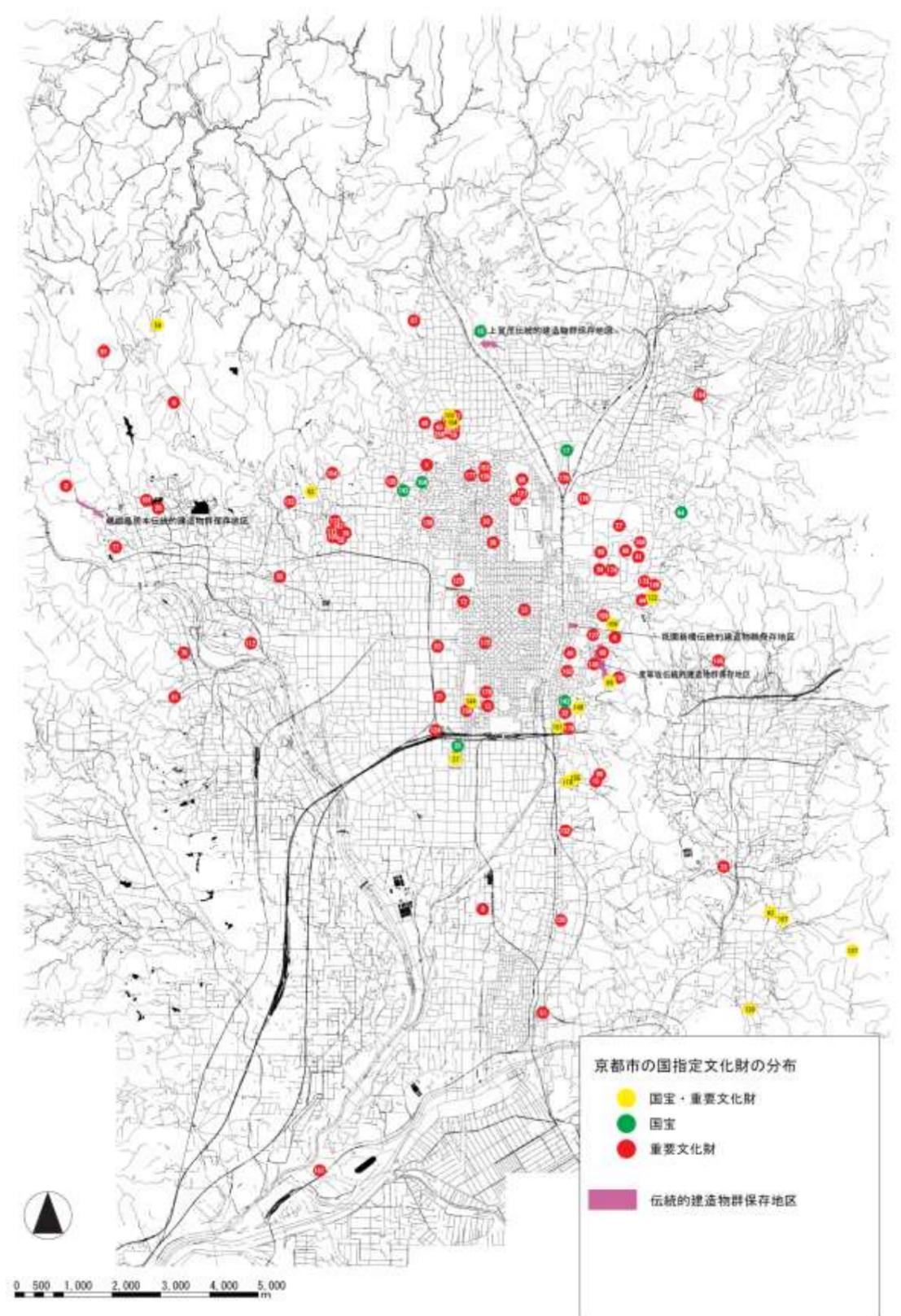


图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

新 (P1-23)	旧 (P1-23)
<p>イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財等の概要 (別表2) (令和2年1月現在)</p> <p>昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。</p> <p>京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物) <u>49</u>件, 府登録有形文化財(建造物) 8件, 府指定史跡3件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財1件, 府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。</p> <p>また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物) <u>74</u>件, 市登録文化財(建造物) 27件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡) 12件, 市指定名勝33件, 市登録名勝地3件, 市指定天然記念物25件, 市登録天然記念物10件, 市指定有形民俗文化財8件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。</p> <p>この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物) <u>426</u>件※が登録されている。</p> <p>京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。</p> <p>なお, 京都市では, 市民が京都の財産として残したいと思う, 京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を, 公募によりリスト化し, 市民ぐるみで残そうという気運を高め, 様々な活用を進めることにより, 維持・継承を図る“京都を彩る建物や庭園”制度を平成23年11月から実施している。これまでに市内において市民から推薦があった建物や庭園について審査会で審査し, 所有者の同意を得た <u>438</u>件が選定されており, さらに, 選定された建物や庭園のうち, 審査会で特に価値の高いと評価された <u>142</u>件が認定されている。</p> <p>また, 京都府では, 貴重な文化財の早期保護を図るため, 平成29年4月から「暫定登録文化財」</p>	<p>イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財等の概要 (別表2) (平成31年1月現在)</p> <p>昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。</p> <p>京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物) <u>48</u>件, 府登録有形文化財(建造物) 8件, 府指定史跡3件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財1件, 府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。</p> <p>また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物) <u>72</u>件, 市登録文化財(建造物) 27件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡) 12件, 市指定名勝33件, 市登録名勝地3件, 市指定天然記念物25件, 市登録天然記念物10件, 市指定有形民俗文化財8件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。</p> <p>この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物) <u>415</u>件※が登録されている。</p> <p>京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。</p> <p>なお, 京都市では, 市民が京都の財産として残したいと思う, 京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を, 公募によりリスト化し, 市民ぐるみで残そうという気運を高め, 様々な活用を進めることにより, 維持・継承を図る“京都を彩る建物や庭園”制度を平成23年11月から実施している。これまでに市内において市民から推薦があった建物や庭園について審査会で審査し, 所有者の同意を得た <u>390</u>件が選定されており, さらに, 選定された建物や庭園のうち, 審査会で特に価値の高いと評価された <u>118</u>件が認定されている。</p> <p>また, 京都府では, 貴重な文化財の早期保護を図るため, 平成29年4月から「暫定登録文化財」</p>

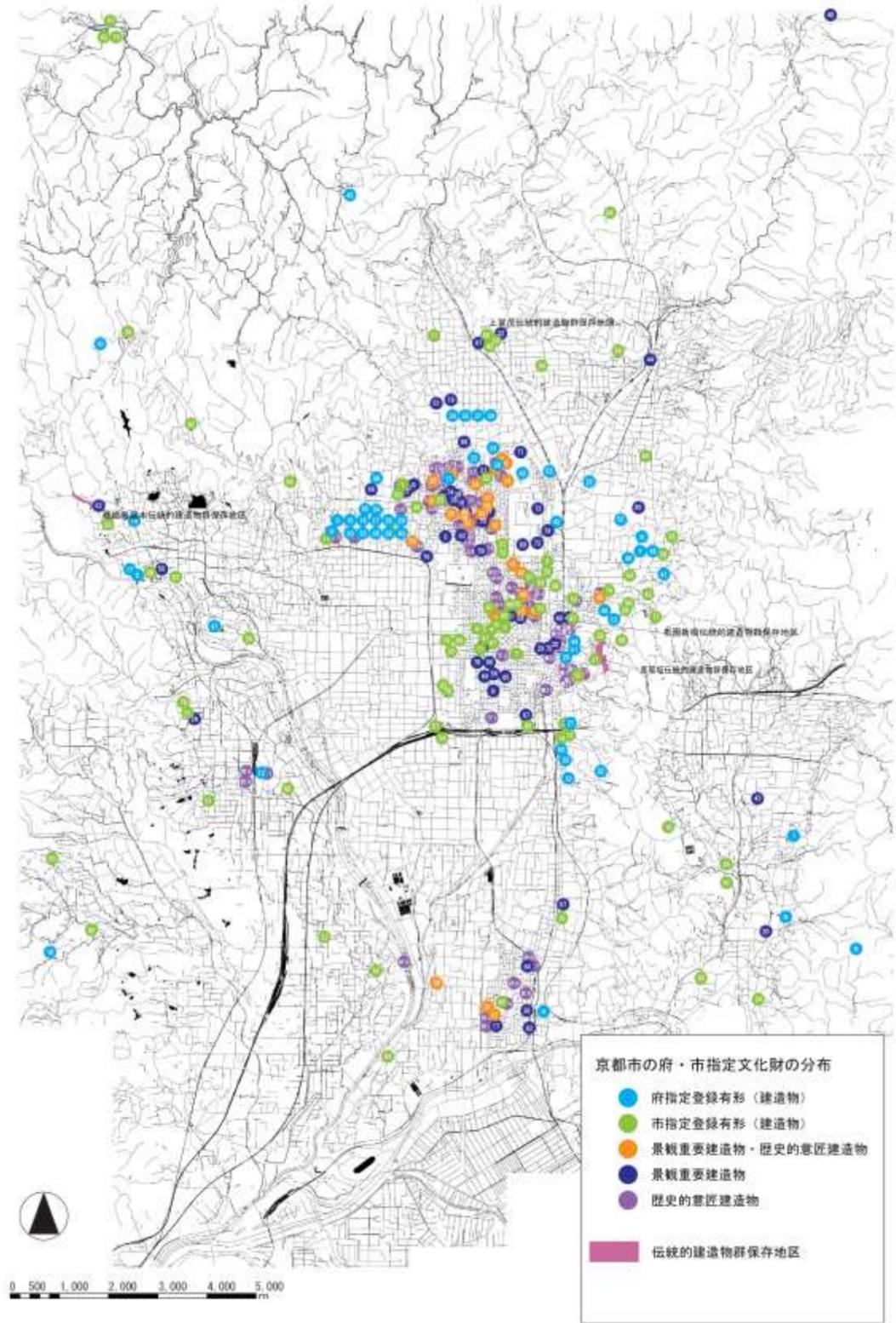
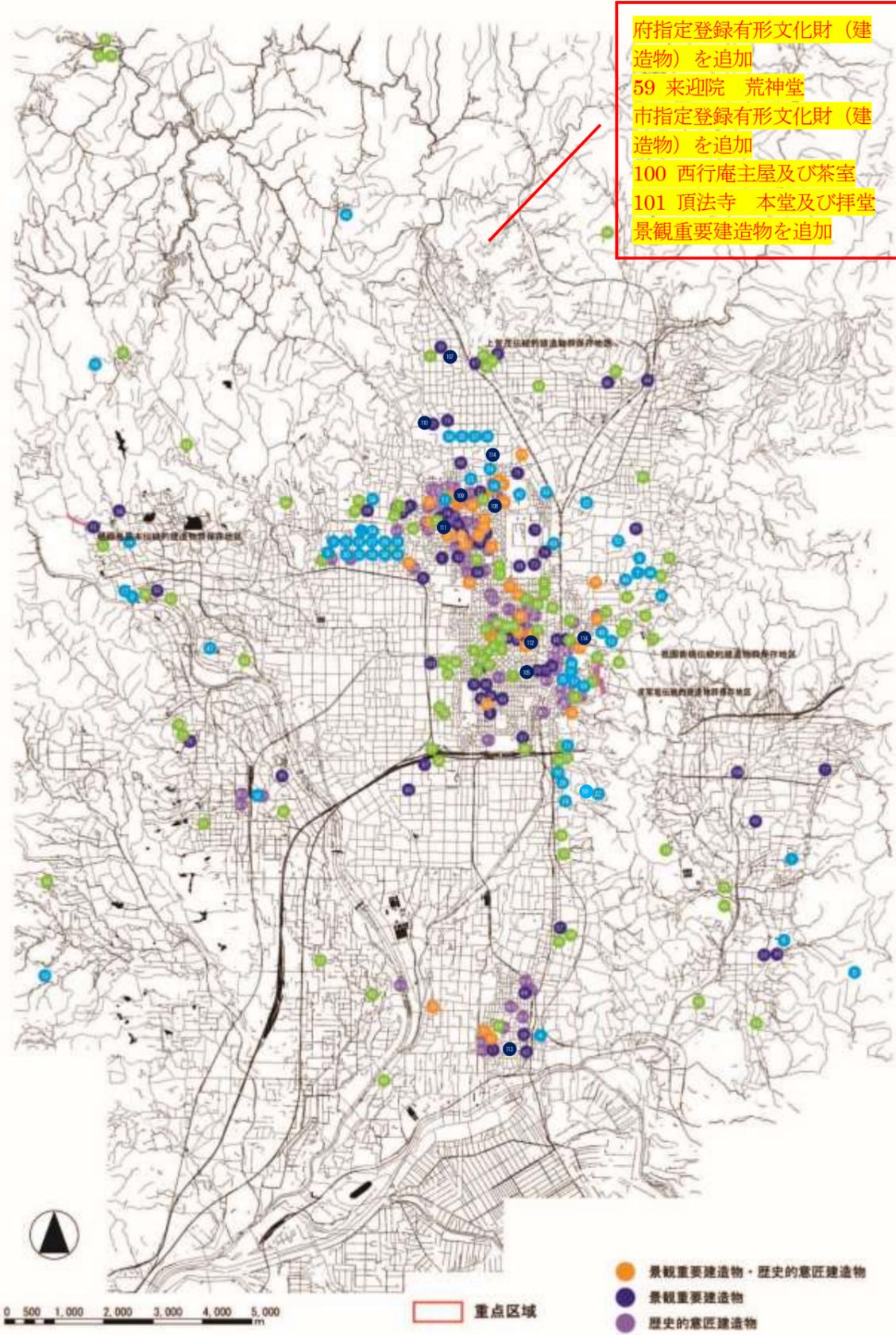


图1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

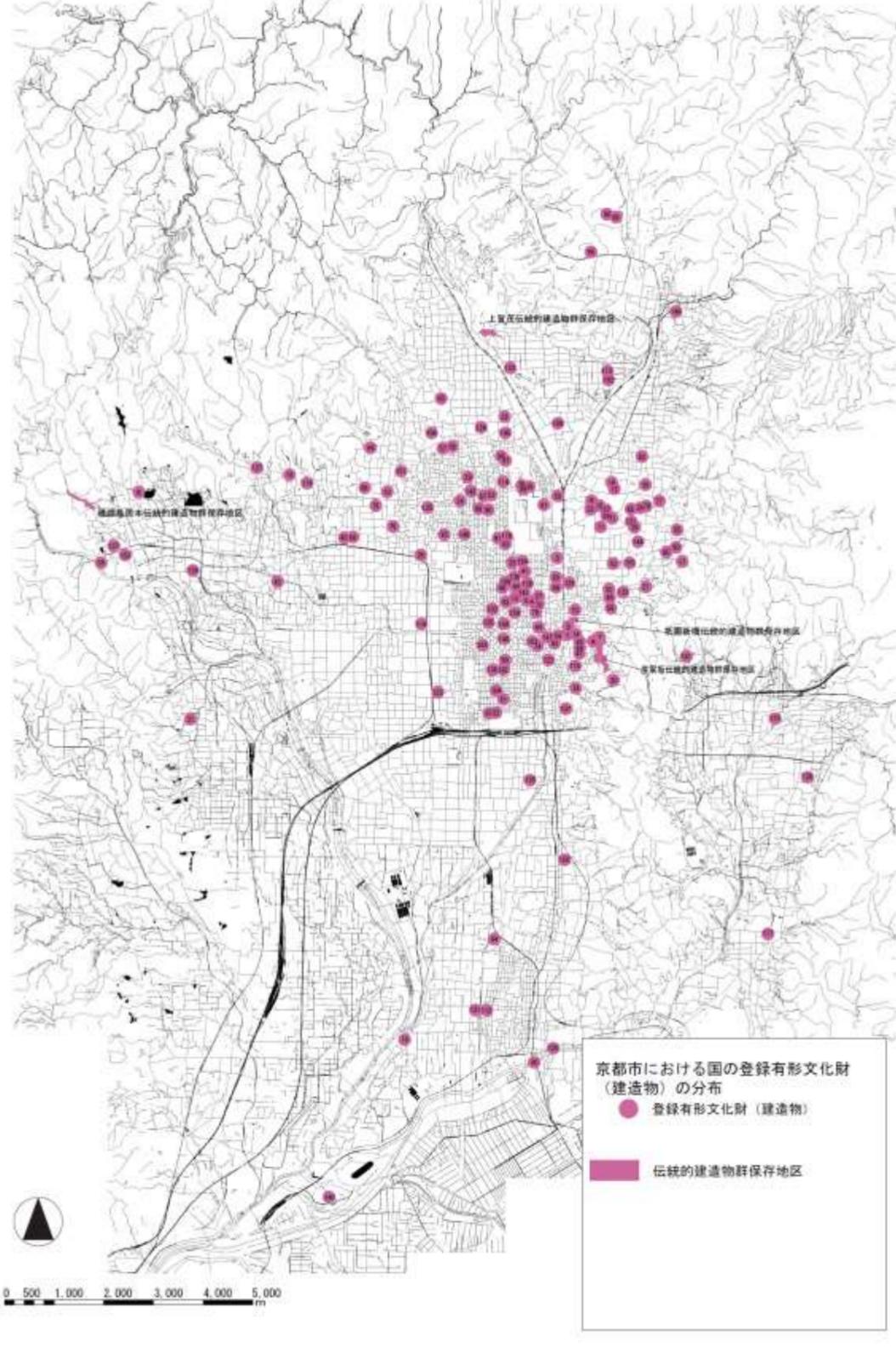
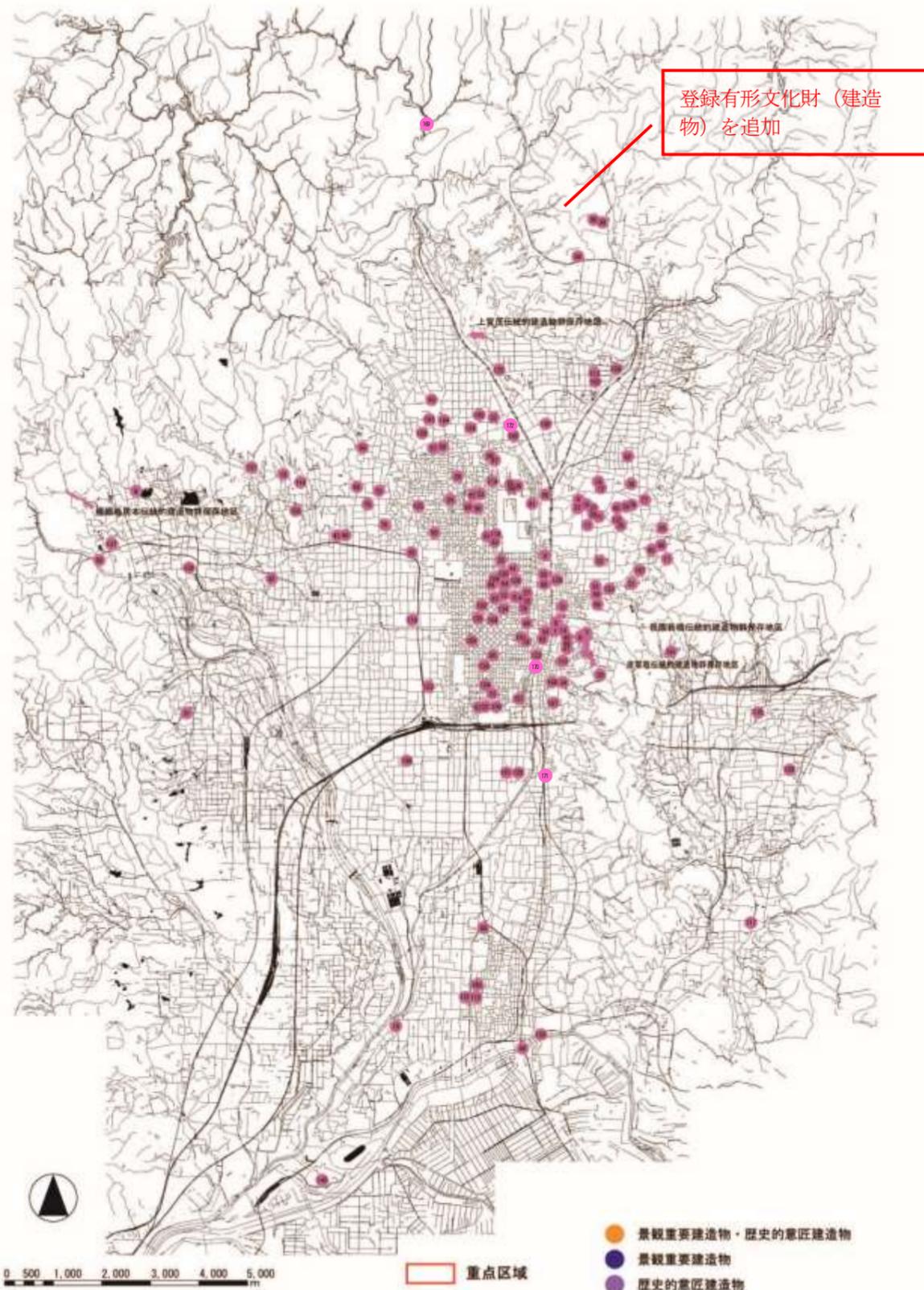


図1-20 京都市における国の登録有形文化財(建造物)の分布

図1-20 京都市における国の登録有形文化財(建造物)の分布

(カ) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の活用

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を平成29年11月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。この条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物や区域を指定している。

京町家保全継承地区面積

名称	面積 (ha)
京町家保全継承地区	約 <u>50.5</u>

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街

地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区（景観地区）

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、平成19年からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)

(カ) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の活用

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を平成29年11月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。この条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物や区域を指定している。

京町家保全継承地区面積

名称	面積 (ha)
京町家保全継承地区	約 <u>7.1</u>

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街

地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区（景観地区）

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、平成19年からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)

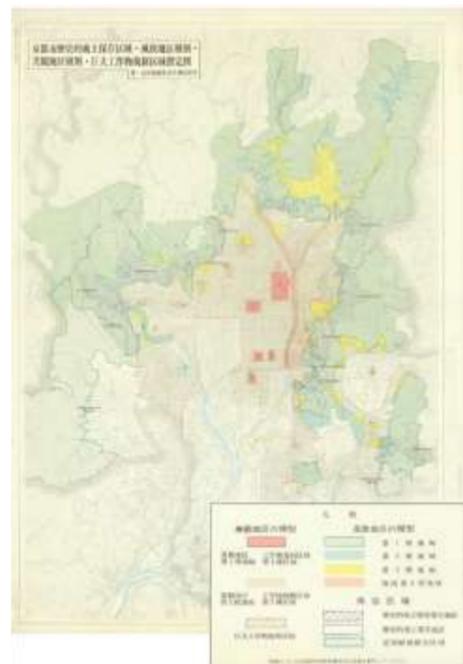


図3-2 市街地景観条例における地区指定図 (昭和48年(1973))

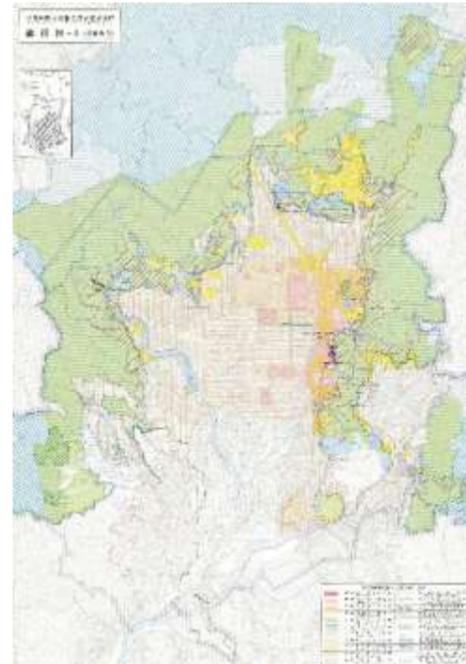


図3-3 市街地景観整備条例における地区指定図 (平成7年(1995))

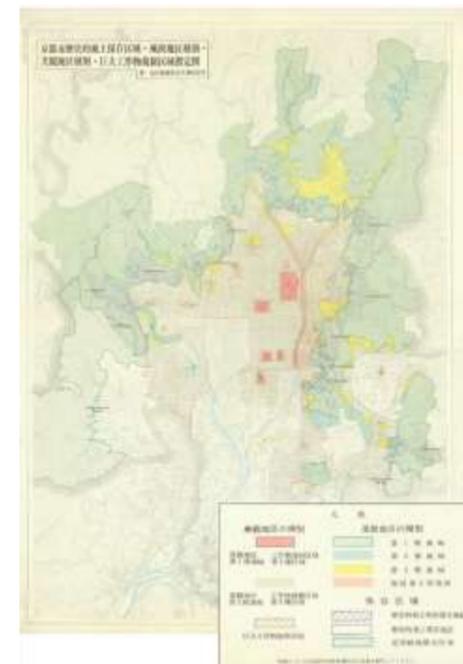


図3-2 市街地景観条例における地区指定図 (昭和48年(1973))

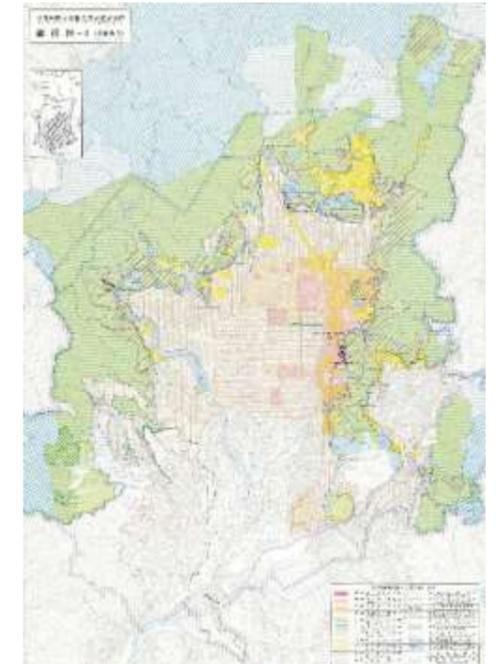


図3-3 市街地景観整備条例における地区指定図 (平成7年(1995))

新 (P3-18)

今日、文化芸術には、人々や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力が「国の力」であることが世界的に認識されはじめてきている。このため、世界各国で文化力を高めることで、社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されつつある。

そのような「文化芸術によるまちづくり」の動きが進められる中で、更なる取組の展開がなければ文化芸術に係る相対的な取組の遅れが生じかねない。

(7) 伝統産業の課題

生活様式の洋風化、海外等への生産拠点の移転による産地の空洞化、職人の高齢化、不況の長期化などによる需要の低迷、経済のグローバル化による海外製品の大量流入、国内の他の産地や海外との厳しい価格競争などにより、京都の伝統産業を取り巻く環境は多くの業種において、かつてない厳しい状況にある。

業界によって異なるものの、昭和45(1970)年から昭和55年前半をピークにして、出荷額は激減している。特に、和装産業の出荷額は、西陣織がピーク時の昭和58年と比較して平成17(2005)年は12.0%、京友禅がピークの昭和55年と比較して21.6%となっている。また、生産量では、京友禅は、ピークの昭和46年と比較すると約5%まで落ち込んでいる。また、後継者についても、平成15年度の京都市ものづくり産業調査の「後継者に関するアンケート」で、繊維関連業種(繊維関連業種3,425件のうち、2,926件(85.4%)が和装関連業種(平成18年11月現在)の事業者は、「事業継承したいが後継者がいない」は23.3%、「事業継承については未定・分からない」は43.9%となっており、更には、このように回答した事業者のうち64.8%が今後「廃業する」と答えている。

これまでから職人の高齢化が問題となっているが、それと共に、技術を受け継ぐ職人の養成にはかなりの期間を要することから、職人の養成方法、就業の入口づくりなどが望まれる。

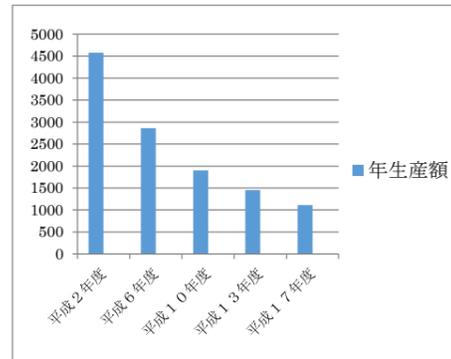
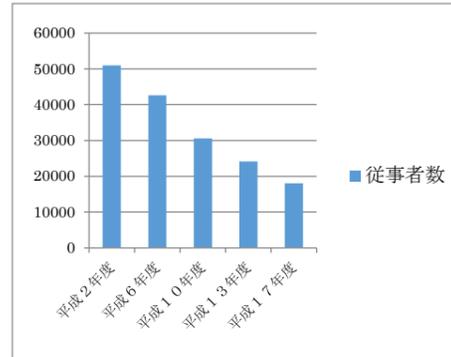
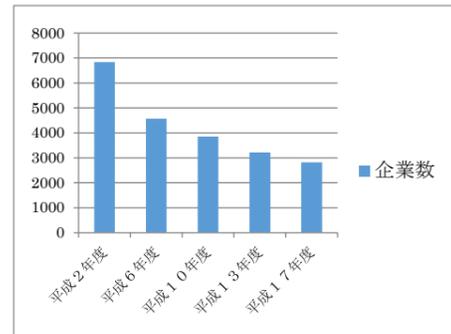


図3-10 伝統的工芸品(国指定17品目)
企業数・従事者数・年生産額の推移

(8) 観光の課題

近年の外国人観光客の急増等に伴い、京都市域において、観光客のマナー問題や一部の観光地での混雑等の問題が喫緊の課題として生じている。これまでからも、違法「民泊」の根絶をはじめ、市民生活と観光の調和を大前提に、地域経済の振興や市民生活の豊かさの向上に注げることに重点を置きながら観光政策を進め、住む人も訪れる人も気持ちよく共存できるよう、様々な施策を展開している。

今後も、市民の安心・安全、地域文化の敬称を最重要視した市民生活と調和した持続可能な観光都市の実現に向けた取組を進める必要がある。

旧 (P3-18)

今日、文化芸術には、人々や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力が「国の力」であることが世界的に認識されはじめてきている。このため、世界各国で文化力を高めることで、社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されつつある。

そのような「文化芸術によるまちづくり」の動きが進められる中で、更なる取組の展開がなければ文化芸術に係る相対的な取組の遅れが生じかねない。

(7) 伝統産業の課題

生活様式の洋風化、海外等への生産拠点の移転による産地の空洞化、職人の高齢化、不況の長期化などによる需要の低迷、経済のグローバル化による海外製品の大量流入、国内の他の産地や海外との厳しい価格競争などにより、京都の伝統産業を取り巻く環境は多くの業種において、かつてない厳しい状況にある。

業界によって異なるものの、昭和45(1970)年から昭和55年前半をピークにして、出荷額は激減している。特に、和装産業の出荷額は、西陣織がピーク時の昭和58年と比較して平成17(2005)年は12.0%、京友禅がピークの昭和55年と比較して21.6%となっている。また、生産量では、京友禅は、ピークの昭和46年と比較すると約5%まで落ち込んでいる。また、後継者についても、平成15年度の京都市ものづくり産業調査の「後継者に関するアンケート」で、繊維関連業種(繊維関連業種3,425件のうち、2,926件(85.4%)が和装関連業種(平成18年11月現在)の事業者は、「事業継承したいが後継者がいない」は23.3%、「事業継承については未定・分からない」は43.9%となっており、更には、このように回答した事業者のうち64.8%が今後「廃業する」と答えている。

これまでから職人の高齢化が問題となっているが、それと共に、技術を受け継ぐ職人の養成にはかなりの期間を要することから、職人の養成方法、就業の入口づくりなどが望まれる。

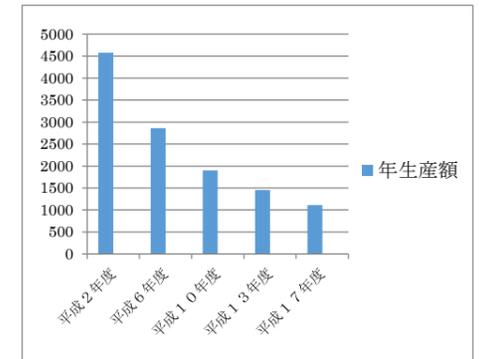
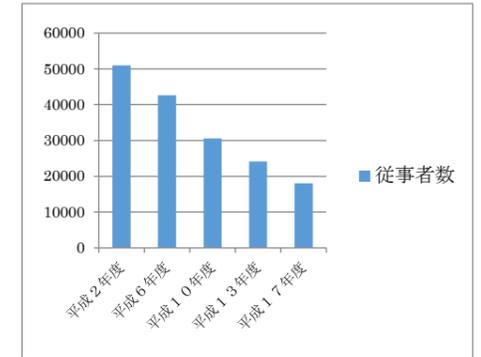
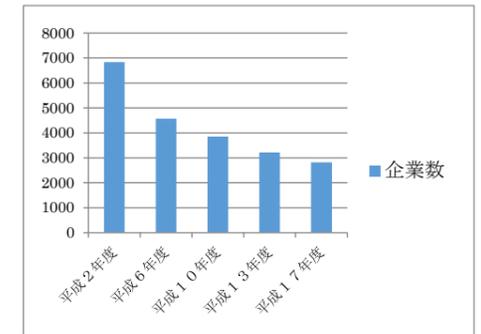


図3-10 伝統的工芸品(国指定17品目)
企業数・従事者数・年生産額の推移

(2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
 - イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
 - ウ 地域力によるまちづくりを推進する。
 - エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりを推進する。
 - オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
 - カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
 - キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。
- ク 市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視し、市民生活と観光が調和したまちづくりを推進する。

(3) 実現のための方策

ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。

また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。

これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査、大学との連携による未指定文化財庭園の調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。また、京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。

歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進し

てきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。

また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行う。

加えて、京都のまちの歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成する上で重要な構成要素である寺社及び近代建築物等について、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定の対象に加え、これらの指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。

イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

(7) 景観の保全・再生施策の推進

京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてきたように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年(2007)9月から実施している。平成23年度からは、「地域景観づくり協議会」の認定制度などの地域の景観づくりに関する取組などにより、景観政策を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

(4) 公共施設整備による周辺環境の整備

歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。

具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデ

(2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ 地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりを推進する。
- オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

(3) 実現のための方策

ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。

また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。

これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査、大学との連携による未指定文化財庭園の調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。また、京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。

歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環

として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。

また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行う。

加えて、京都のまちの歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成する上で重要な構成要素である寺社及び近代建築物等について、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定の対象に加え、これらの指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。

イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

(7) 景観の保全・再生施策の推進

京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてきたように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年(2007)9月から実施している。平成23年度からは、「地域景観づくり協議会」の認定制度などの地域の景観づくりに関する取組などにより、景観政策を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

(4) 公共施設整備による周辺環境の整備

歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。

具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデザイン指針の検討などによる美しい道づくりや

新 (P3-23)	旧 (P3-23)
<p>歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。</p> <p>その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。</p> <p>具体的には、京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、四条通の歩道拡幅や公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通を優先する「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進や、四季を通じて多くの観光客が訪れ、また東山区民の生活道路でもある、東大路通（三条～七条）において、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出、それに伴う無電柱化の推進のほか、観光シーズンに実施してきたパークアンドライドの実施箇所等の拡大、自転車利用環境の整備を推進していく。</p>	<p>歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。</p> <p>その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。</p> <p>具体的には、京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、四条通の歩道拡幅や公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通を優先する「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進や、四季を通じて多くの観光客が訪れ、また東山区民の生活道路でもある、東大路通（三条～七条）において、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出、それに伴う無電柱化の推進のほか、観光シーズンに実施してきたパークアンドライドの実施箇所等の拡大、自転車利用環境の整備を推進していく。</p>
<p>カ 文化の保存・継承・発展・発信</p> <p>京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。</p> <p>具体的には、文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるよう、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための取組や、身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などにより、市民が文化芸術に親しむことができるような取組、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組を進める。</p> <p>また、京都の歴史と伝統を彩る茶道・華道・伝統芸術をはじめとした「和の文化」の魅力を、あらゆる機会を通じて国内外へ発信する取組を進める。</p>	<p>カ 文化の保存・継承・発展・発信</p> <p>京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。</p> <p>具体的には、文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるよう、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための取組や、身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などにより、市民が文化芸術に親しむことができるような取組、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組を進める。</p> <p>また、京都の歴史と伝統を彩る茶道・華道・伝統芸術をはじめとした「和の文化」の魅力を、あらゆる機会を通じて国内外へ発信する取組を進める。</p>
<p>キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進</p> <p>伝統産業を通じて、日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習において、伝統産業</p>	<p>キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進</p> <p>伝統産業を通じて、日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習において、伝統産業</p>

ク 市民生活と調和した持続可能な観光都市の実現

市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けて解決すべき課題を「混雑への対応（観光地・市バス・道路）」、「宿泊施設の急増に伴う課題への対応」、「観光客のマナー違反への対応」に集約し、それに「市民生活の豊かさ・地域文化の継承へ市民の共感の輪の拡大」を加えた4項目について、「市民・観光客・事業者・未来四方よしの持続可能な観光地マネジメントの実践」の考え方の下、基本指針を定め、地域や事業者と協力し、地域の実情に応じた取組を進める。

今後、この指針を踏まえ、道路の美装化による景観保全や文化財保護等の取組により京都観光の質を向上させ、国内外の観光客及び市民の満足度向上を図っていく。